

掛川市条例第44号

掛川市安養寺運動公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市安養寺運動公園条例の一部を改正する条例

掛川市安養寺運動公園条例（平成17年掛川市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

「

| | |
|-----------------|------|
| 午前6時から午前8時30分まで | 720円 |
|-----------------|------|

」

を

「

| | |
|-----------------|------|
| 午前6時から午前8時30分まで | 800円 |
|-----------------|------|

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市安養寺運動公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条第3項の規定による承認は、施行日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

議案第 号

掛川市安養寺運動公園条例の一部改正について

掛川市安養寺運動公園条例（平成17年掛川市条例第167号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成28年8月25日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市安養寺運動公園条例の一部改正

掛川市安養寺運動公園条例（平成17年掛川市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「720円」を「800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市安養寺運動公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。